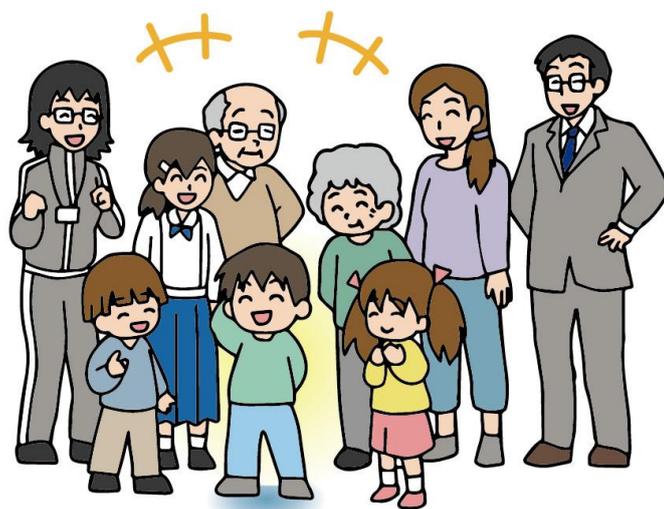


# 令和7年度版 福祉委員活動の手引き

ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり



## ◆「福祉委員」とは？

「福祉委員」は、平成5年3月より市内各町内会へ配置をお願いし、本年で31年目を迎えました。

令和7年3月31日現在、稚内市内65町内会中59町内会に福祉委員が配置（設置率93%）され、263名の福祉委員が各町内会において活動しております。

配置当初「福祉委員は何をするのか？」「民生委員児童委員と同じではないか？」等いろいろなご意見をいただきながら、福祉委員連絡会議や研修会を開催し検討を重ねてまいりました。

現在、稚内市の人口は29,890人となり3万人を切りました。しかし、高齢化率は（65歳以上の方の割合〈外国人を含む〉）は35.1%（令和6年4月1日現在）であり、3人に1人以上が高齢者となっております。

令和5年1月調べでは、全道179市町村中、稚内市は137番目となっており、道内の市町村の中では比較的高齢化が進行していない街と思われませんが、高齢化率は35%を超えており、今後は団塊の世代が後期高齢者となり、人口減少も進むと想定され高齢化はますます進みます。

平成12年度から始まった「介護保険制度」も今年で23年が経過し、3年に一度の改正を重ね制度スタートからはかなり形が変わって来ております。

そうしたなか平成30年の介護保険改正では、膨らむ介護保険料の抑制のため介護予防に力を入れ、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が創設され、要支援1、2が介護保険より切り離され、各市町村が主体となって行う総合事業に移行されました。

この総合事業とは、市町村が主体的におこなう介護予防や生活支援、相談対応などの事業であり、地域住民が参加協力のもと地域の実情に応じたサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的に支援する事業です。

福祉委員には、各種制度を利用しながらも地域で自立した生活を送るための支援活動として期待されております。

## ◆福祉委員の役割

1. 自分の町内会の人に声掛けをすることにより、心が通い、お互い助け合っ  
て暮らしていける形をつくる。
2. ひとり暮らしの方等の安否を気遣ってあげる。（新聞が溜まっている、夕  
方になっても電気が点かない、最近姿が見えない等）
3. いろいろな手伝いをしてあげる。（もし必要ならば洗濯、買い物、縫い物、  
炊事を手伝う、買い物付き添い、除雪の手伝い、ゴミ捨て等）
4. 何か問題を発見したら……すぐ地域の民生委員児童委員や町内会役員等へ  
連絡すること。
5. 民生委員児童委員からの協力依頼には積極的に応えていく。

## ◆福祉委員に求められるもの

福祉委員の姿勢として求められるのは、関係者（町内会役員、民生委員児童  
委員等）がつながり、住民の困っている問題や課題を把握し、住み易い地域  
にしていこうという考え方です。

このような考え方のためには、次の4点が大切になります。

1. ひとり暮らし高齢者や障がい者等、問題や課題を抱えている当事者の立場  
に立って考えていこうという姿勢。
2. 住民の困っている問題や抱えている課題をまず把握し、何が出来るのか、  
何をすべきなのか話し合う姿勢。
3. 関係者としてのつながりを積極的に持つ姿勢。
4. 活動中、知り得た秘密は絶対に漏らさない。

## ◆民生委員児童委員と共に

地域には、町内会役員や民生委員児童委員、ボランティア、施設関係者等、  
様々な立場の方々が福祉活動をしております。

民生委員児童委員は、地域住民の身近な立場として協力を頂くことは不可欠で  
す。

地域福祉の世話役である民生委員児童委員と福祉委員が協働し、連携をとり  
ながら地域を支えていく体制をつくっていくことが大切です。

## ◆民生委員・児童委員と福祉委員

	民生委員・児童委員	福祉委員
設 置	法的設置 ※「民生委員法」という法律で定められています。	任意設置 ※地域福祉推進のため、町内会に設置してもらっています。
委 嘱	厚生労働省（厚生労働大臣）	稚内市社会福祉協議会（会長）
役 割	<p>「民生委員法」第14条において民生委員について以下のように定められています。</p> <p>①住民の生活状態を適切に把握しておく。 ②援助が必要な人が自立した日常生活ができるよう相談や助言、その他の援助を行う。 ③援助が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。 ④社会福祉を目的とする事業所や社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、支援する。 ⑤「福祉事務所（生活福祉部）」やその他の関係行政機関の業務に協力する。 ⑥その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">（以上、抜粋）</p> <p>上記の法律で定められており、地域での積極的な関わりが必要とされているだけでなく、行政等からの委任業務も大きな役割となっています。</p>	<p>社会福祉協議会「福祉委員要綱」第4条において以下のように示されています。</p> <p>①住民が困っている問題や課題を把握する。 ②住民の福祉ニーズを専門機関等に繋ぐ。 ③福祉ニーズを持つ人々の支援体制を作る。 ④福祉委員活動に必要な研修を行う。 ⑤地域福祉事業等への参加、協力、推進を行う。 ⑥その他必要と認める事項。</p> <p>民生委員児童委員と連携しながら、見守り活動や行事等を通じて地域での問題などを早期発見し、関係機関等に繋ぐ事が役割です。</p>
担当世帯数	120世帯～280世帯に1人	50～100名に1人
人 数	120名（定数）※令和6年度	263名（59町内会）
任 期	3年	2年 ※町内会により任期が異なります。
保 険	ボランティア活動保険	ボランティア活動保険

## ◆「見守り」「助け合い」等福祉委員活動の具体例として

町内会及び福祉委員として取り組みが必要と思われるいくつかのメニューを例示しますと、およそ次のようなものが考えられますが、全部を考えるのではなく、無理をせずにやれるものから始めていただきたいと思います。

1. 研修会の開催（まず福祉委員が研修をする。または一般参加者を交えて研修会を開催する）
2. 福祉委員のPR訪問、回覧板の活用（福祉委員を地域住民に知ってもらう活動）
3. 福祉マップの作成（年代別高齢者居住地図の作成）
4. お隣近所のひと声掛け運動（福祉委員が近所の方へ協力を呼びかける活動）
5. 話し相手、相談相手、日常生活用品の買い物等の支援
6. ながら見守り活動。
7. ふだん高齢者等を介護している方への協力
8. 高齢者との会食会、ふれあいランチの開催、お楽しみ会の開催、いきいきサロン活動
9. 除雪の手伝い（除雪していただだけそうな方への依頼）
10. 高齢者のための「お楽しみサロン等」
11. その他必要と思われるもの

地域の人々がお互いに助け合い、思いやりと心くばりをする「町内会（まちづくり）」が必要だと思われます。



## ◆プライバシー（個人情報）

個人情報とは、例えば以下のようなものが個人情報になります

◆氏名 ◆性別 ◆生年月日 ◆住所 ◆住民票コード ◆携帯電話の番号  
◆勤務場所 ◆職業 ◆年収 ◆家族構成 ◆写真 銀行の口座番号 など

地域福祉活動には、プライバシー（個人情報）問題が付きものです。

活動で知り得たプライバシー（個人情報）を守るために、お互いに次のようなことに気をつけましょう。

1. 誰にも他人に知られたくない秘密（プライバシー）がある事を理解しましょう。このような態度、姿勢で相手に接することが相互信頼の第一歩です。
2. 地域福祉活動は、困っている人の手助けをする助け合い活動です。手助けに必要な個人情報を根ほり葉ほり聞き出す事は避け、必要最小限度の事を聞くに留めましょう。  
信頼関係ができる中で、自然と相手の全体像が分かってきます。
3. 活動上知り得た秘密は他人に口外してはいけません。  
例えば家族でも同じです。噂になって広がれば信頼関係はいっきに崩れてしまいます。
4. 相手の困っている問題を解決するために必要な場合は、事前に本人（又は家族）の了解を得て、他の目的に絶対使わないようにしましょう。
5. 個人の情報に関する資料の取り扱いに気をつけ、みだりに他人の目（家族であっても）に触れないように管理しましょう。

プライバシー保護（秘密）の原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生時、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守る事を優先しましょう。

令和7年4月

**社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会**

住所 稚内市宝来2丁目2番24号

電話24-1139 FAX24-1159